

令和8年度 高棚小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等についての基本的な考え方

「いじめ」とは、当該の児童生徒と何らかの関わりのある他の児童生徒が、心理的又は物理的な影響を与える行為であって、対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(安城市いじめ防止基本方針より)

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの考えを認識しながら教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。心のふれあいを大切に、安心して生活・学習できる学校・学年・学級づくりに取り組むとともに、地域とも連携をとって地元を愛し、志をもち、自らを高める子どもの育成をめざす学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめ対策について総括的組織としての「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。同委員会はいじめ対策について意思決定を行い、全ての教員が一致団結していじめの問題に取り組むための指導的役割を果たす。いじめの問題の指導には、学級担任等が個々に取り組むのではなく、学校をあげて取組を推進し、状況に応じたメンバーでチームを組んで指導する。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の構成員

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラーやSSW等を加える。

(3) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- イ いじめの相談・通報の窓口
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録の共有
- エ いじめの疑いに係る情報があった際の組織的な対応
- オ いじめ事案の事実関係の調査

3 いじめの防止に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止

- ア 児童生徒が互いにかかわり合い、多様な見方や考え方に触れる学級づくりを進める。
- イ 互いの意見を認め合い、仲間と供に学ぶことの大切さを知る、学び合いの授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 学校行事の精選を図り、教師が児童と向き合う時間を確保するとともに、楽しく分かる授業づくりや温かな集団づくりを通して、児童の居場所がある学校・学級づくりを工夫する。
- カ 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 学校生活アンケート（年5回）や教育相談（年3回）、5年生以上はQUテスト（年2回）、4年生以下はYPを実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、担任教師など特定の教員のみが抱え込むことのないよう、関係教職員でチームを組み「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的な対応をする。
- イ 関係教職員が被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、関係教職員が毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 関係教職員の共通理解、保護者の協力、必要に応じてスクールカウンセラーやSSW等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、関係教職員が継続的な指導・支援を行う。
- カ 関係教職員が、いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、関係教職員が必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめの解消

いじめが発生した場合、学校は保護者の協力を得るとともに、スクールカウンセラーやSSW等の専門家、警察、児童相談センターと連携しながら対応にあたる。

いじめの解消について、一旦おさまった後も継続的に見守り、①いじめに係る行為が止んでいること、②被害者が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている期間が3か月継続して見られる場合には、「解消している」と判断する。ただし、要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(5) 保護者・地域との連携

- ア 「高棚小学校いじめ防止基本方針」は年度当初に（PTA総会の資料に入れて）保護者へ配付するとともに、本校のホームページに掲載する。
- イ 懇談会のみならず、学校行事や学年行事、集会活動など、保護者や地域の方が来校する機会を通して、学校の教育活動を見ていただいたり、関わっていただいたりして、地域ぐるみで対策が進められるように連携を図る。
- ウ 地域からの情報を真摯に受け止め、速やかに事実確認を行い、関係教職員で対応する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 児童が自殺をしようとした場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

- (2) 重大事態(疑いを含む)が生じた場合は、速やかに教育委員会を通じて安城市長に報告をし、「重大事態対応図」に基づいて対応する。
- (3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて「生徒指導対応支援チーム」を加えて対応する。生徒指導対応支援チームの構成は、安城市教育委員会指導主事や心理・福祉の専門家としての市臨床心理士の他、いじめや生徒指導上の問題等の内容に応じて構成され、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者とする。
- (4) 調査結果については、被害児童やその保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル(P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N)で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会ではいじめに関する取組の検証を行う。

【取組の年間計画】

	いじめ・不登校対策	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域等との連携
通年	いじめ・不登校対策委員会 生徒指導委員会 日常の情報収集・共有 教育相談活動	集会等での校長講話 道徳教育・体験活動の充実 学び合う授業の充実 ふれあい班活動	呼名による健康観察 日常の相談活動 通学団の指導 SC、SSWによる相談	見守り隊の登下校指導 地域講師としての協力 あいさつ運動
4月	いじめ防止基本方針の確認	学年・学級開き 保健指導	身体測定 通学班集体会	PTA 総会での基本方針の周知 授業参観
5月	学校生活アンケートの報告と対応の協議	ふれあい遠足	学校生活アンケート 異年齢集団活動の指導	健全育成会
6月	各担任からの報告と指導方針の協議	ふれあい会議 すこやか会議 自然教室(5年)	学校生活アンケート	授業参観 すこやか会議
7月	学校生活アンケートの報告と対応の協議	夏休みのくらし指導	教育相談週間 通学団集会	懇談会
8月				
9月	学校生活アンケートの報告と対応の協議	第2の学級開き 保健指導	学校生活アンケート 身体測定	授業参観
10月	各担任からの報告と指導方針の協議	音楽発表会 (ハイレックフェス) 運動会 (ハイレックフェス)	異年齢集団活動の指導	音楽発表会参観 運動会参観
11月	各担任からの報告と指導方針の協議	修学旅行(6年) すこやか会議	学校生活アンケート	健全育成会
12月	学校評価アンケートの検討 学校生活アンケートの報告と対応の協議	人権週間への取組 冬休みのくらし指導	教育相談週間 通学班集体会	懇談会 学校関係者評価の実施
1月	長期休暇明けの実態報告と対応の協議	保健指導	身体測定	
2月	各担任からの報告と指導方針の協議	学習発表会 (ハイレックフェス)	異年齢集団活動の指導 通学班集体会	学習発表会(ハイレックフェス)参観 高棚っ子展
3月	学校生活アンケートの報告と対応の協議 いじめ防止基本方針の見直し	6年生を送る会 春休みのくらし指導	学校生活アンケート 教育相談週間	

